第２項第１号⑴中「人事院規則８―18（採用試験）第３条第２項第２号及び第３号に定める」を「第45条の２第１項第２号及び第３号に規定する」に、「同号ルからカまでに定める」を「採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成26年政令第192号）第１条第２項第11号から第14号までに規定する」に改め、同号の次に次の１号を加える。

一の二　人事院規則１―62（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）附則第３条第１項の規定に基づき、選考による採用について協議に応ずること。

第２項第２号⑼中「第18条第１項第４号又は第８号」を「第18条第１項第６号又は第10号」に改め、同号⑽中「第18条第２項」を「第18条第３項」に改める。

８　この決定による改正は、平成26年５月30日（昭和56年人事院公示第５号に係る部分については、平成26年５月29日）から効力を発生する。

人事院事務総局公示第１号

人事院事務総長は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第４項の規定に基づき、昭和60年人事院事務総局公示第１号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成26年５月29日　　人事院事務総長　永長　正士

１　第２項第１号⑴中「同表国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）及び国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））の項第１号及び第２号」を「同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第１号及び第２号」に改め、同項第２号⑵中「第３条第１項第３号」を「第３条第２項第１号」に、「第３条第１項第４号及び第５号」を「第３条第２項第２号」に、「の区分試験及び技術」を「、事務（社会人）、技術及び技術（社会人）」に、「同項第15号及び第17号」を「同条第３項第３号及び第９号」に改め、同号⑶中「第18条第１項第４号」を「第18条第１項第６号」に改め、同項第３号⑴中「から第５号まで、第15号及び第17号」を「、同条第２項並びに同条第３項第３号及び第９号」に改める。

２　この決定による改正は、平成26年５月30日から効力を発生する。

人事院事務総局公示第２号

人事院事務総長は、人事院規則８―18（採用試験）第５条第１項の規定に基づき、平成23年人事院事務総局公示第２号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成26年５月29日　　人事院事務総長　永長　正士

１　第１項中「採用試験の種類欄」を「採用試験の種類ごとの名称欄」に改める。

別表中「種類」を「種類ごとの名称」に改め、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項地域試験の名称欄中「国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）」を削り、同表国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）の項を次のように改める。

国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）	事務 技術 事務（社会人） 技術（社会人）	事務北海道地域 技術北海道地域 事務（社会人）北海道地域 技術（社会人）北海道地域	北海道
		事務東北地域 技術東北地域 事務（社会人）東北地域 技術（社会人）東北地域	青森県　岩手県　宮城県　秋田県　山形県　福島県
		事務関東甲信越地域 技術関東甲信越地域 事務（社会人）関東甲信越地域 技術（社会人）関東甲信越地域	茨城県　栃木県　群馬県　埼玉県　千葉県　東京都　神奈川県　山梨県　新潟県　長野県
		事務東海北陸地域 技術東海北陸地域 事務（社会人）東海北陸地域 技術（社会人）東海北陸地域	岐阜県　静岡県　愛知県　三重県　富山県　石川県　福井県
		事務近畿地域 技術近畿地域 事務（社会人）近畿地域 技術（社会人）近畿地域	滋賀県　京都府　大阪府　兵庫県　奈良県　和歌山県
		事務中国地域 技術中国地域 事務（社会人）中国地域 技術（社会人）中国地域	鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県
		事務四国地域 技術四国地域 事務（社会人）四国地域 技術（社会人）四国地域	徳島県　香川県　愛媛県　高知県
		事務九州地域 技術九州地域 事務（社会人）九州地域 技術（社会人）九州地域	福岡県　佐賀県　長崎県　熊本県　大分県　宮崎県　鹿児島県
		事務沖縄地域 技術沖縄地域 事務（社会人）沖縄地域 技術（社会人）沖縄地域	沖縄県

別表国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））の項を削り、同表刑務官採用試験の項地域試験の名称欄中「刑務官採用試験」を削り、同表税務職員採用試験の項地域試験の名称欄中「税務職員採用試験」を「税務」に改める。

２　この決定による改正は、平成26年５月30日から効力を発生する。